

社会福祉法人共生 職員倫理綱領

利用者が、住み慣れた地域社会の中で、人として尊厳が守られ、自立と社会参加が保障され生きていくことは、当然の権利であり、幸せな人生を実現できるように支援することが私たちの責務です。

それには、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や地域の関係機関とネットワークを組むなど、地域生活に必要な環境を整えることが重要です。

さらには、私たち職員の意識の持ち方、新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に「人権」を尊重しつつ、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに職員倫理綱領を定め、私たちの規範といたします。

(生命の尊厳)

1 私たちは、利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

(人権の擁護)

2 私たちは、利用者一人ひとりの基本的な権利を守り、差別や虐待などの人権侵害を許しません。

(個性の尊重)

3 私たちは、利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援を行います。

(プライバシーの保持)

4 私たちは、利用者のプライバシーを守り、侵害しません。

(社会への参加)

5 私たちは、利用者の社会参加の機会を広げ、年齢や障がいの状態などにかかわらずなく、社会を構成する一員として市民生活が送れるよう支援します。

(専門的な支援)

6 私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援します。